

東田小学校  
いじめ防止基本方針

令和6年度版

# 豊橋市立東田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめについての基本的な考え方

### (1) いじめとは

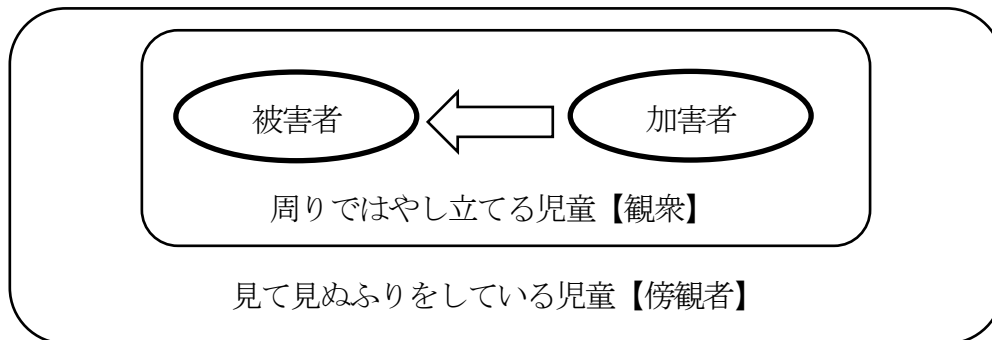
「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」(文部科学省)

※本人がいじめられたと考えていけば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても、「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応することが大切である。

### (2) いじめの構造

いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやしたてる児童は積極的に是認する存在、見て見ぬふりをする児童は暗黙的に支持する存在である。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在であることを忘れてはならない。

ただし、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。いじめの加害者が、いつも加害者になるとは限らない。



## 2 いじめ防止対策組織

この組織としては、「いじめ防止対策委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事(主任)、特別教育支援コーディネーター、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学校だよりやホームページ等を通して、学校での児童の様子や学校評価結果等を発信する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、いじめ防止対策委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、安全・安心が確保されるまで責任をもって対応をする。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り（少なくとも3か月以上）、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### （1）いじめの未然防止の取り組み

#### ア いじめを見抜く感性を磨く

いじめは目の届きにくいところで発生することが多い。「トイレの前を通るときにのぞいてみる」、「教室へ向かう時、いつもと違うコースを歩いてみる」、「休み時間も教室で過ごす」などの動きを常にとれる姿勢をもつ。

#### イ 子どもをとらえる努力をする

生活ノートや連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談などを通して日頃から児童に寄り添い、児童の様子を常に把握するように努める。また、情報を共有し多くの教職員による見守り体制を整える。

#### ウ いじめは許さないという風土をつくる。

いじめ問題、生命の尊さ、規範意識などを道徳や特別活動で取り上げて、いじめは絶対に許さないという風土をつくる。自浄作用のある集団作りに努める。

#### エ 心の居場所のある集団作りに努める。

学校生活の中で自己肯定感や自己有用感を実感できる場を作ることが、自他を尊重する温かい人間関係につながる。道徳や特別活動、日々の授業などでの教師の丁寧な働きかけが、児童たちの心を成長させることになる。

#### オ 不安や悩みを受け止める姿勢を作る

児童が話しかけてきたのに「ちょっと待って、また後でね。」という対応は、児童の声に耳を傾けていることにはならない。最後まで話を聞いて不安や悩みを受け止めることが大切である。

#### カ 教師間で連携して対応する

担任1人で抱え込むのではなく、学年主任、生活サポート、生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラーなどの各担当とも連携して対応する。事案によっては、教育相談室などの関係機関との連携をとる。

### （2）いじめの早期発見の取り組み

ア いじめアンケートを定期的実施するとともに（毎月「学校生活をふりかえって」の実施、5月・10月は「親子で学校生活をふりかえって」により保護者の意見を聞く機会を設定する）、教育相談を児童と保護者との希望により随時実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 児童の情報を生活サポート委員会や生徒指導部会等を通して共有し、多くの教師があらゆる機会を利用して児童を見守っていく。

ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 外部の相談窓口の紹介，周知を図る。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと，毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や，警察署，児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については，必要に応じて警察署等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告し，【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は，「東田小学校いじめ調査委員会」を設置し，事案に応じてスクールカウンセラー，市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り，加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては，PDCAサイクルで見直し，実効性のある取り組みとなるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し，生活サポート委員会ではいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年1回以上計画し，児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「いじめ防止基本方針」はホームページ等に掲示し，保護者への周知を図る。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

## 【重大事態発生時の調査対応図】

